

医療機関、健診機関 各位

広島県国民健康保険団体連合会
(審 査 第 三 課)

風しん対策に係る請求に関する留意事項について（依頼）

このことについて、2019年6月請求の状況をもとに、留意事項を取りまとめましたので、適正な請求のための参考としていただきますようお願いいたします。

- 1 総括書、請求書の請求年月は検査年月日、接種年月日に関わらず、本会への提出年月を西暦で記入してください。
- 2 医療機関の場合、総括書、請求書、受診票、予診票に記載していただく医療機関番号はハイフン、コンマ等は使用せず、通常使用されている7桁の番号の前に341を入れて10桁で記入してください。健診機関の場合については、健診機関番号を記入してください。
また、受診票、予診票については、医療機関等コードの欄の枠内に記入してください。
- 3 受診票の検査年月日、予診票の接種年月日は西暦で記入してください。
- 4 医師記入欄の「医師署名又は記名押印」欄が署名でない場合、認印等の押印が必要です。
- 5 受診票、予診票に貼付するクーポン券は、「国保連提出用」を貼付してください。
- 6 請求書の市区町村番号は、国保の保険者番号ではなく、クーポン券に記載の番号を記入してください。
- 7 請求書の市町村長欄には〇〇市長様、〇〇町長様のように記入してください。
- 8 請求金額（税込）は、1件ごとに税率を乗じた額の小数点以下を切り捨てた額の積算額となります。税抜き額の積算に税率を乗じた場合、違算となります。
- 9 政令市は区ごとではなく、市区町村番号ごとで一枚の請求書に記入してください。
- 10 総括書、請求書の右上の（記載例）という表示は削除してください。
- 11 総括書の左上には提出先である「広島県国民健康保険団体連合会」と記入してください。
- 12 総括書、請求書、受診票、予診票への記入はボールペン等を使用し、鉛筆は使用しないでください。
- 13 受診票、予診票はコピーではなく原本を提出してください。

※ 厚生労働省のホームページに医療機関・健診機関向けの手引きが掲載されていますので参考にしてください。https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000116890_00003.html

担当：療養費係
電話：082-554-0779